

日本産酒類の振興等の取組について  
(ワインの表示ルールの策定と地理的表示制度の改正)

平成27年11月  
国税庁酒税課

# 日本産酒類の振興等の取組について

## 1 ワインの表示ルールの方定

○ 国内における酒類消費が伸び悩んでいる中、ワインについては国内製造分も含め消費が拡大している成長産業である。

特に、国産ぶどうのみから醸造されたいわゆる「日本ワイン」の中には、近年、国際的なコンクールで受賞するほど高品質なものも登場している。

このような背景から、日本ワインの国際的な認知の向上や消費者の商品選択が容易になるよう、国際的なルールを踏まえた「果実酒等の製法品質表示基準(国税庁長官告示)」を策定した。

## 2 地理的表示制度の見直し

○ 地理的表示制度とは、ある特定の産地に特徴的な原料や製法などによって作られた商品だけが、その産地名(地域ブランド)を独占的に名乗ることができる制度(産地外で作られた商品や産地内で作られた商品であっても原料や製法などの基準を満たしていない商品には当該産地名を表示できない)。

これまでは地理的表示の指定の要件が具体的に示されていないこともあり、十分な活用が進んでいなかったが、今後、日本産酒類のブランド価値の向上等を図っていくためには「地理的表示」の活用が有効と考えている。

このため、地理的表示の指定を受けるための基準の明確化、消費者にわかりやすい統一的な表示のルール化等の現行制度の体系化のため、「地理的表示に関する表示基準(国税庁長官告示)」の改正を行った。

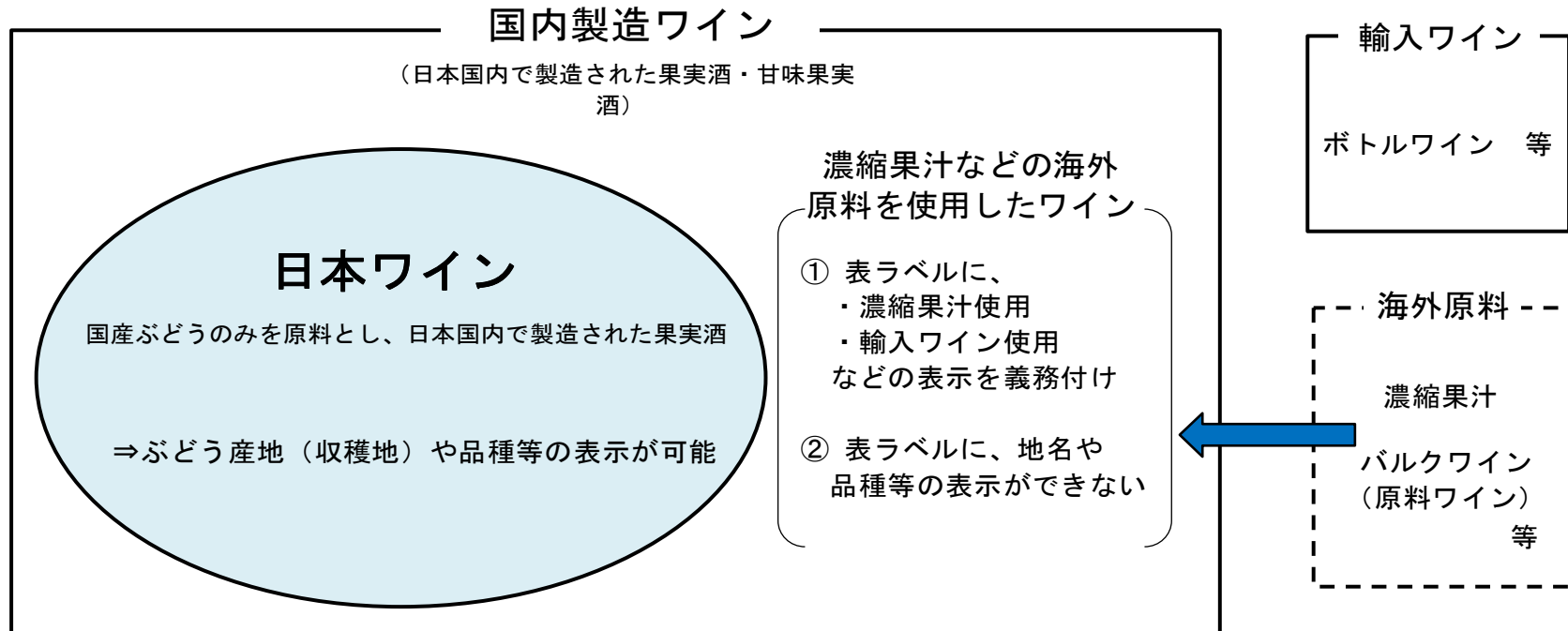
※ 現在、「壱岐、球磨、琉球、薩摩」(以上焼酎)、「白山」(清酒)、「山梨」(ワイン)の6つを指定。

## 3 地理的表示「日本酒」の指定

○ 日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、パブリックコメントを実施した上で、国レベルの地理的表示として「日本酒」を指定することを予定。

# 〔資料①－1〕ワインの表示ルールの方定

- 国内では、「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン（海外原料使用のワイン）の違いがわかりにくい等の問題が存在。
- こうした状況を踏まえ、「日本ワイン」の保護・振興、消費者にとってわかりやすい表示等の観点から、法律に基づく告示（注）により、国際的なルールを踏まえたワインの表示ルールを策定。
- 告示の日（平成27年10月30日）から3年間の経過期間を経て施行（平成30年10月30日）



（注）「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に基づく酒類の表示の基準（告示）として、「果実酒等の製法品質表示基準」を制定する。

## [資料①-2]ワインの表示ルールの概要(表ラベル)

日本ワインに限り地名、ぶどう品種名、ぶどう収穫年を表示可能

### ▶ 地名

- ワインの産地名(霞が関ワイン、霞が関 等)  
⇒地名が示す範囲にぶどう収穫地(85%以上使用)と醸造地がある場合
- ぶどうの収穫地名(霞が関産ぶどう使用 等)  
⇒地名が示す範囲にぶどう収穫地(85%以上使用)がある場合
- 醸造地名(霞が関醸造ワイン 等)  
⇒地名が示す範囲に醸造地がある場合

### ▶ ぶどう品種名

- 単一品種の表示  
⇒単一品種を85%以上使用している場合
- 二品種の表示  
⇒二品種合計で85%以上使用しており、かつ量の多い順に表示する場合
- 三品種以上の表示  
⇒表示する品種(合計85%以上)それぞれの使用量の割合を併記し、かつ量の多い順に表示する場合

### ▶ ぶどう収穫年

- 同一収穫年のぶどうを85%以上使用している場合

## 日本ワインのラベル例

【ワインの産地名を表示する場合】



【ぶどうの収穫地名を表示する場合】



【醸造地名を表示する場合】



※ 醸造地を裏ラベルの一括表示欄に表示

## 〔資料①－３〕一括表示欄の表示事項（裏ラベル）

- 一括表示欄に、以下の事項について表示を義務付け。
- ・ 酒類業組合法及び食品表示法に基づく義務表示事項  
（①製造者名、②製造場所在地、③内容量、④アルコール分）
  - ・ 消費者保護の観点から表示を義務付ける事項  
（①日本ワイン、②原材料名及びその原産地名）

### 一括表示欄の表示例

#### 日本ワイン

##### 日本ワイン

原材料名：ぶどう（日本産）<sup>※1</sup>  
<sub>※2</sub>  
/酸化防止剤（亜硫酸塩）

製造者：株式会社 国税

製造場所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

内容量：720ml

アルコール分：12%

#### 海外原料を使用したワイン

原材料名：濃縮還元ぶどう果汁（外国産）、  
輸入ワイン<sup>※1</sup>  
<sub>※2</sub>  
/酸化防止剤（亜硫酸塩）

製造者：株式会社 国税

製造場所在地：東京都千代田区霞ヶ関3-1-1

内容量：720ml

アルコール分：12%

※1 原材料として使用した果実（ぶどう）、濃縮果汁（濃縮還元ぶどう果汁）、輸入ワインを使用量の多い順に表示。

※2 果実及び濃縮果汁については、原材料名の次に括弧を付して、その原産地名（日本産又は外国産）を表示。日本産に代えて地域名、外国産に代えて原産国名の表示可能（輸入ワインについても原産国名の表示可能）。

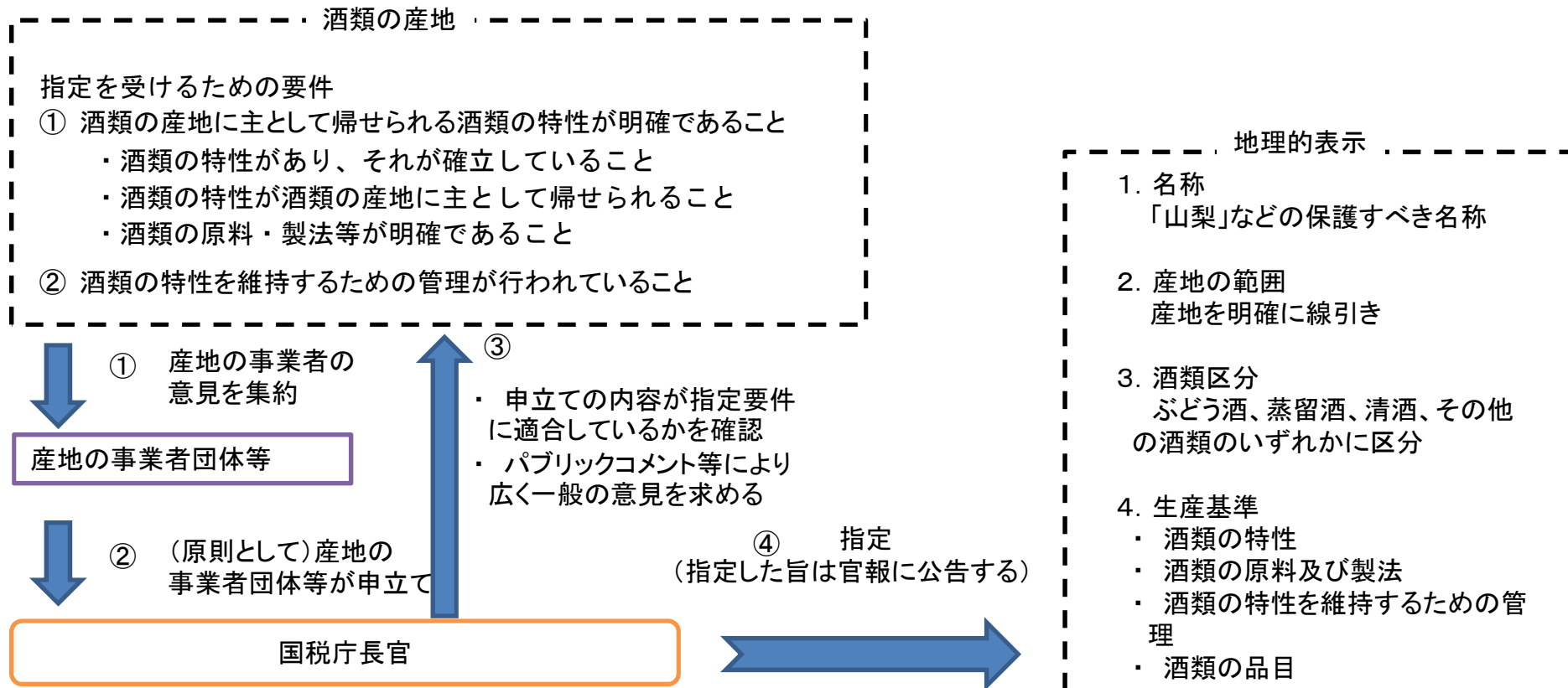
※3 ぶどう品種など消費者の選択に資する適切な表示事項について、一括表示欄に表示可能。

〔資料②〕 地理的表示制度の見直し

【酒類の地理的表示に関する表示基準の改正（平成27年10月30日告示）の概要】

- 地理的表示の指定を受けるための要件を整備
- 手続規定の整備
  - ・ 指定を受けるための申立て手続を明文化
  - ・ 指定するにはパブリックコメントを実施
- 統一的な表示
  - ・ 地理的表示である酒類には、「地理的表示〇〇」、「GI〇〇」等と表示

【酒類の地理的表示の指定の枠組み】



## 地理的表示「日本酒」の指定

- 地理的表示制度は、地域ブランドの確立に有効な制度であるが、国際的にみれば国も一つの地域であり、ある特定の国に特徴的な製品についても、この制度を活用することが可能。

(参考) 海外では、Canadian Whisky (カナディアン・ウイスキー)、Bourbon Whisky (バーボン・ウイスキー)、Scotch Whisky (スコッチ・ウイスキー) など、国や国に準じたレベルでの地理的表示の例がある。

- 日本酒は、日本の伝統的な製法・原料に由来する酒類であり、日本酒全体のブランド価値向上やクールジャパンの一環として取り組んでいる輸出促進のため、国レベルの地理的表示として、「日本酒」を指定する予定。

### 【地理的表示「日本酒」の対象】

- ・ 国産米を原料とし、かつ、日本国内で製造された清酒

- 指定により、国際交渉を通じて、外国に対しても、日本酒に該当しないのに日本酒と表示している商品の取締りを求めることが可能。

また、外国産の清酒や輸入米を原料とした清酒は、「清酒」とは表示できるが「日本酒」とは表示できなくなり、消費者にとって区別が容易になる。

- 10月30日付で改正を行った「酒類の地理的表示に関する表示基準」に基づき、パブリックコメントでの御意見を考慮した上で、地理的表示「日本酒」を指定する予定。

(注) 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の5についても、地理的表示「日本酒」の指定内容に合わせて改正を行う予定。